

令和5年度福島県立高等学校入学者 前期選抜募集要項

福島県立福島工業高等学校

〒960-8003 福島市森合字小松原1番地

〔 飯坂線電車：美術館図書館前下車 〕 電話(024)557-1395(代)
〔 バス：工業高校前下車 〕 FAX(024)556-0405

URL：<https://fukushima-th.fcs.ed.jp/>

1 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、福島県立福島工業高等学校（以下「本校」という。）は県下一円とする。

2 募集定員

課程	学科	前期選抜 募集定員	特色選抜 募集定員枠	一般選抜 募集定員	修業年限
全日制 (昼間)	機械科	80名	80名の30%程度	各学科とも、前期選抜募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。	3年
	電気科	40名	40名の30%程度		
	情報電子科	40名	40名の30%程度		
	建築科	40名	40名の30%程度		
	環境化学科	40名	40名の30%程度		

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)から(2)の各号のいずれかに該当する者とし、特色選抜への出願資格については、(1)から(2)に加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 「4 志願してほしい生徒」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

4 志願してほしい生徒

本校では、校訓「誠実・勤労・健康」のもと、豊かな人間性と倫理観を備えた地域産業の未来を担うエンジニアの育成を目指している。特色選抜及び一般選抜において本校に入学を希望する生徒には、学科の要件を満たし、入学後は工業に関する知識・技術の習得や資格取得等に意欲的に取り組むとともに、次のような生徒を求めている。

(1) 各小学科共通（特色選抜）

中学校での部活動やクラブチーム等に関連する各種大会において、優れた実績または高い能力を有し、入学後も学習活動とその活動を三年間両立させる強い意志があり、全国大会や各種コンクール等での活躍を目指す生徒

※ 中学校で行っていなかった部活動でも志願することができる。志願できる部活動については、「(3) 志願できる部活動」を参照のこと。

(2) 各小学科の志願してほしい生徒像

小 学 科	志願してほしい生徒像
機 械 科	○ 理数系科目が得意で、工作機械の操作や機械の構造、ロボットなどに興味・関心をもっている者 ○ 機械の専門分野に熱心に取り組み、ものづくりを行ってみたいと思っている者 ○ 将来、機械関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者
電 気 科	○ 理数系科目が得意で、電気の基礎的な理論に興味・関心をもっている者 ○ 発電や送電、電気の利用などに取り組む意欲がある者 ○ 将来、電気関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者
情報電子科	○ 理数系科目が得意で、エレクトロニクスやコンピュータ等の分野に興味・関心をもっている者 ○ ものづくりが好きで、電子機器の仕組みやプログラミングを学ぶ意欲がある者 ○ 将来、情報や電子関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者
建 築 科	○ ものづくりが好きで、建築に興味・関心をもっている者 ○ 建物の設計・施工を行ってみたいと思っている者 ○ 将来、建築関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者
環境化学科	○ 理数系科目が得意で、資源や環境問題などに興味をもっている者 ○ 衣食住に関する素材から製品まで、化学的なものづくりに取り組む意欲がある者 ○ 将来、化学関係に就職や進学をしたいという希望をもっている者

(3) 志願できる部活動

男女とも志願可	陸上競技（棒高跳を除く）、剣道、ウエイトリフティング、テニス
男子のみ志願可	野球、ソフトテニス、バレーボール、卓球、サッカー、バスケットボール ハンドボール、バドミントン

5 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併 願 の 取 扱 い

- (1) 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願において、本校の全日制の課程と定時制の課程との併願は認めない。
ただし、全日制の課程を志願する者については、本校全日制の課程に属する他の学科間に限り第二志望までの併願を認める。

7 出願期間

令和5年2月3日(金)から2月8日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、**速達・書留**とし、404円切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形3号、宛名明記）を同封の上、令和5年2月8日(水)正午までに**必着**とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① **入学願書**（県教育委員会において作成したもの）
 - ② **令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書**（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ **特色選抜志願理由書**（本校指定のもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ **受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ **入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① **入学願書**（上記(1)①に同じ）
 - ② **特色選抜志願理由書**（本校指定のもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ **健康診断書**（令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「3 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ④ **履修証明書、学習成績証明書**
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ **受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ **入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、**前期選抜志願者名簿**を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「**福島県収入証紙**」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した**自己申告書**を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用

封筒（定形）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。
郵送の場合には、2月15日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 県外等からの出願

県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、福島県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、記載した事項に虚偽があるときは、受付を取り消すことができる。

12 出願先変更

志願者は、令和5年2月9日(木)から2月13日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）、さらに実技等本校の特色に応じた選抜方法（以下「特色検査」という。）の結果を併せて資料として本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

全日制課程（各科共通）		
選 抜 資 料	学力検査	5教科とする。 満点を、250点とする。
	特色選抜 志願理由書	本校の各学科への志願の動機・理由、部活動の目標や取り組みたいこと・自己PR等について本人が記入する。 また、中学校時代の活動状況についても主な実績を記入する。
	調査書	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は点数化しないが内容は精査する。
	特色面接	個人面接を実施する。面接の内容には、志願理由の内容を含む。 面接については、点数化し、30点満点とする。
	特色検査 (実技試験)	実技試験を実施する。 それぞれの種目・分野等に必要とされる基本的な能力をはかる。 実技については、100点満点とする。
	選抜資料 の満点	全体の満点は、515点とする。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下に「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

全日制課程（各科共通）		
選抜資料	学力検査	5教科とする。 満点を、250点とする。
	調査書	「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は点数化しないが内容は精査する。
	一般面接	集団面接を実施する。 ただし、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者で特色選抜の特色面接を実施する者は一般選抜の集団面接は実施しない。 面接については段階評価する。
学力検査と調査書の成績の比重		同等とする。

15 学力検査・一般面接・特色面接・特色検査の日時及び会場

(1) 学力検査

- ① 日 時 令和5年3月3日(金) 午前9時～午後3時10分
- ② 受付時間 午前7時50分～午前8時20分
- ③ 受付場所 本校第1体育館
- ④ 会 場 本校各教室
- ⑤ 教 科 国語・社会・数学・理科・外国語（英語）
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 日 程

7:50 8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10 15:30～

受付	諸連絡等	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	一般 面接
		(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	

(3) 一般面接（一般選抜のみに出願した者）

- ① 日 時 令和5年3月3日(金) 午後3時30分～午後5時
- ② 会 場 本校各教室

(4) 特色面接及び特色検査（実技試験）

（特色選抜のみに出願した者及び特色選抜と一般選抜の両方に出願した者）

特色面接

- ① 日 時 令和5年3月6日(月) 午前9時～午後1時
- ② 受付時間 午前8時15分～午前8時30分
- ③ 受付場所 本校大会議室
- ④ 会 場 本校各教室

特色検査（実技試験）

- ① 日 時 令和5年3月6日(月) 午前9時～午後1時
- ② 受付時間 午前8時15分～午前8時30分
- ③ 受付場所 本校大会議室
- ④ 会 場 本校各会場

⑤ 検査内容

全部活動	部活動別の基本的な運動能力を問う実技試験
------	----------------------

⑥ 持参物

全部活動共通	受験票、筆記用具、上履き トレーニングウェア（中学校の運動着でも可）、 専用屋内用シューズ（体育館シューズでも可）、 防寒着（ウインドブレーカー等）、各部指定準備物
--------	---

※ 上記に加え、各部指定準備物は次の通りとする。

部活動名	各部指定準備物
陸上競技	(共通持参物のみ)
剣道	竹刀、剣道防具一式
ウエイトリフティング	(共通持参物のみ)
テニス	ラケット
野球	グローブ
ソフトテニス	ラケット
バレーボール	サポーター等
卓球	ラケット
サッカー	サッカーをプレーできる服装 (フットサルシューズ、シンガード、ストッキング等)
バスケットボール	(共通持参物のみ)
ハンドボール	(共通持参物のみ)
バドミントン	ラケット

集合時間及び日程の詳細については、後日通知する。

- 中学校卒業後及び卒業見込の者については、在学（出身）中学校長を通して連絡する。
- 上記以外の者については、個別に郵便にて連絡する。

16 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者とする。

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患後追検査等受験願に医師の診断書を添付し、令和5年3月7日(火)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患後追検査等受験願の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、令和5年3月7日(火)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等を欠席することが明らかな状態で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程への出願を希望する場合でも、追検査等受験の手続きを行う。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

- (1) 日 時 令和5年3月9日(木) 午前9時～午後5時
 (2) 受付時間 午前7時50分～午前8時20分
 (3) 受付場所 保健室西連絡通路
 (4) 会 場 本校各教室
 (5) 日 程

7:50 8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:05～

受付	諸連絡等	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	面接	実技
----	------	----	---	----	---	-------------	----	----	---	----	---	----	----

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分) (20分)

※ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

※ 出願と受験の状況による追考査等について

	前期選抜受験状況		追考査等	出願状況
	一般選抜	特色選抜		
A	欠席	特色選抜	学力検査・一般面接	一般選抜のみ
B	一般選抜	欠席	学力検査と特色面接・検査	特色選抜のみ
C	欠席	受験	学力検査	一般選抜と 特色選抜
D	受験	欠席	特色面接・検査	
E	欠席	欠席	学力検査と特色面接・検査	

① Aの場合

9:00 14:45 15:05

学力検査		一般面接
------	--	------

② B・Eの場合

9:00 14:45 15:05 16:00

学力検査		特色面接	実技
------	--	------	----

※特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

③ Cの場合

9:00 14:45

学力検査

④ Dの場合

15:05 16:00

特色面接	実技
------	----

※特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

17 合格者発表

- (1) 令和5年3月15日(水)正午以降に本校で発表する。
 (2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き換えに、合格通知書を交付する。
 (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

18 その他

- (1) 前期選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程に出願することができる。
 (2) この要項に記載されていない事項は令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところによる。